

2023年4月24日

新型コロナの五類移行に伴う特定感染症一時金特約の取扱い変更について

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまおよび関係者の皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきまして、2023年5月8日から、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現する等の特段の事情が生じない限り、「五類感染症」に位置づける方針が政府から公表されています。

これを受けまして、弊社が取り扱っております団体傷害一時金保険の特定感染症罹患一時保険金追加特約の規定により、新型コロナウイルス感染症が感染症法における「五類」に引き下げられた後にこの感染症に罹患された場合は、特定感染症罹患一時保険金の支払対象外となりますのでお知らせいたします。

なお、「五類」に引き下げられた日を含めて、それ以前に新型コロナウイルス感染症に罹患された場合は従来どおりこの一時金をお支払いします。

また、新型コロナウイルス感染症以外の特定感染症（一類、二類、三類）につきましては、従来どおり特定感染症罹患一時保険金の支払対象となります。

<新型コロナウイルス感染症に罹患された場合の取扱い>

新型コロナウイルス感染症に罹患された日	特定感染症罹患一時保険金
2023年5月8日以前	○ 保険金支払対象
2023年5月9日以降	× 保険金支払対象外

以上